

令和 6 年 第 4 回

八千代市議会定例会議案

八 千 代 市

目 次

議案第 1 号	八千代市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について	1 頁
議案第 2 号	八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	3 頁
議案第 3 号	八千代市適応支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7 頁
議案第 4 号	令和 6 年度八千代市一般会計補正予算（第 5 号）	9 頁
議案第 5 号	令和 6 年度八千代市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	9 頁
議案第 6 号	令和 6 年度八千代市水道事業会計補正予算（第 1 号）	9 頁
議案第 7 号	令和 6 年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）	9 頁
議案第 8 号	専決処分の承認を求めることについて （令和 6 年度八千代市一般会計補正予算（第 4 号））	1 1 頁
議案第 9 号	指定管理者の指定について （八千代市市民ギャラリー，八千代市立中央図書館，八千代市立勝田台図書館及び八千代市立緑が丘図書館）	1 3 頁
議案第 10 号	議決事件の一部変更について （八千代市ふれあいプラザ）	1 5 頁
議案第 11 号	議決事件の一部変更について （やちよ農業交流センター及び八千代ふるさとステーション）	1 7 頁
議案第 12 号	路線の廃止について	1 9 頁
議案第 13 号	路線の変更について	2 1 頁
議案第 14 号	路線の認定について	2 3 頁
議案第 15 号	四市複合事務組合の共同処理する事務の変更及び四市複合事務組合規約の変更に関する協議について	2 5 頁

議案第 1 号

八千代市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市消防手数料条例の一部を改正する条例

八千代市消防手数料条例（平成 1 2 年八千代市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 2 条を加える。

（手数料の減免）

第 4 条 市長は、災害復旧のため特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害時における消防手数料の減免に関する規定を追加するため、条例を改正いたしたい。

議案第 2 号

八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例等の一部を改正する条例
(八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成 2 4 年八千代市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2 年以上水道」「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「もの」の次に「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 2 号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「もの」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 3 号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加

え、同条第 8 号中「ものに」を「者に」に、「水道に」を「水道等に」に改め、「有するもの」の次に「（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 10 号とし、同条第 7 号中「若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号」を「から第 6 号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 9 号とし、同条第 6 号中「あつては 1 年」を「あつては 2 年」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道等」に改め、「もの」の次に「（第 1 号卒業者にあつては 1 年以上、第 2 号卒業者にあつては 1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第 3 条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第 3 条に次の 1 号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 34 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であ

って、３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するものの（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第４条第１号を次のように改める。

- (1) 前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については３年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については５年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第４条第２号中「及び第４号」を「又は第５号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第４号」を「同条第５号」に改め、同条第４号中「及び第４号」を「又は第５号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第４号」を「同条第５号」に改め、同条第５号中「第２号」を「第１号若しくは第２号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の２号を加える。

- (7) 技術士法第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第３４条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であつて、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

（八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条 八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例（平成３１年八千

代市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「この条例による改正後の」を削り,「第 3 条第 8 号」を「第 3 条第 10 号及び第 4 条第 7 号」に改める。

附 則

この条例は,令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い,条例を改正いたしたい。

議案第 3 号

八千代市適応支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市適応支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市適応支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八千代市適応支援センターの設置及び管理に関する条例（平成 9 年八千代市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

八千代市教育支援センターの設置及び管理に関する条例

第 1 条中「八千代市適応支援センター」を「八千代市教育支援センター」に改める。

第 2 条中「の自立を促すとともに、学校生活への復帰を図ることを支援する」を「に対し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談及び支援を行うことにより、その社会的自立を促す」に、「八千代市適応支援センター」を「八千代市教育支援センター」に、「適応支援センター」を「教育支援センター」に改める。

第 3 条の表以外の部分中「適応支援センター」を「教育支援センター」に改め、同条の表中「八千代市適応支援センター」を「八千代市教育支援センター」に改める。

第 4 条各号列記以外の部分中「適応支援センター」を「教育支援センター」に改め、同条第 1 号中「学校生活への復帰のための指導及び援助」を「社会的自立のための支援」に改め、同条第 3 号中「適応支援センター」を「教育支援センター」に改める。

第5条から第10条までの規定中「適応支援センター」を「教育支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

適応支援センターの名称を変更する等のため、条例を改正いたしたい。

議案第 4 号 令和 6 年度八千代市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 5 号 令和 6 年度八千代市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 号 令和 6 年度八千代市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 7 号 令和 6 年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度八千代市一般会計補正予算（第 4 号）について特に緊急を要するものと認め、別冊のとおり専決処分したので承認を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

八千代市長 服 部 友 則

議案第 9 号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

1 公の施設の名称

八千代市市民ギャラリー，八千代市立中央図書館，八千代市立勝田台図書館及び八千代市立緑が丘図書館

2 指定管理者となる団体

共同企業体名 オーエンス・T R C グループ

代表者 東京都中央区銀座四丁目 1 2 番 1 5 号

株式会社オーエンス

代表取締役 大 木 一 雄

構成員 東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号

株式会社図書館流通センター

代表取締役 谷 一 文 子

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

八千代市市民ギャラリー，八千代市立中央図書館，八千代市立勝田台図書館及び八千代市立緑が丘図書館の指定管理者について，オーエンス・T R C グループを指定いたしたい。

議案第 10 号

議決事件の一部変更について

令和 3 年 12 月 22 日に議決された議案第 12 号指定管理者の指定について
(八千代市ふれあいプラザ) 中, 次のとおり指定の期間を変更する。

令和 6 年 11 月 26 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

指定の期間

変更前 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

変更後 令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

提案理由

八千代市ふれあいプラザの指定管理者の指定の期間を変更いたしたい。

議案第 11 号

議決事件の一部変更について

平成 29 年 12 月 22 日に議決された議案第 17 号指定管理者の指定について（やちよ農業交流センター及び八千代ふるさとステーション）中，次のとおり指定の期間を変更する。

令和 6 年 11 月 26 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

指定の期間

変更前 平成 30 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

変更後 平成 30 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで

提案理由

やちよ農業交流センター及び八千代ふるさとステーションの指定管理者の指定の期間を変更いたしたい。

議案第 1 2 号

路線の廃止について

市は、次の路線を廃止する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

整 理 番 号	路 線 名	起 点 (地 番 地 先)	終 点 (地 番 地 先)	重要な経過地 (地番地先)	備考
300139	萱田 10 号線	萱田字牛喰下 1424 番	萱田字牛喰下 1411 番 2		

提案理由

県立八千代広域公園の整備に伴い、公園内通路として位置づけられる路線を廃止いたしたい。

議案第 13 号

路線の変更について

市は、次の路線を変更する。

令和 6 年 11 月 26 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

1 変更前

整理 番号	路線名	起 点 (地番地先)	終 点 (地番地先)	重要な経過地 (地番地先)	備考
300510	萱田町 67 号線	萱田町字北裏 861 番 3	萱田町字上ノ山 885 番 29		

2 変更後

整理 番号	路線名	起 点 (地番地先)	終 点 (地番地先)	重要な経過地 (地番地先)	備考
300510	萱田町 67 号線	萱田町字北裏 861 番 3	萱田町字上ノ山 877 番 3		

提案理由

開発行為に伴い、既存市道の路線を延伸する必要があるため、路線の終点を変更いたしたい。

議案第 14 号

路線の認定について

市は、次の路線を市道に認定する。

令和 6 年 11 月 26 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

整 理 番 号	路 線 名	起 点 (地 番 地 先)	終 点 (地 番 地 先)	重要な経過地 (地番地先)	備考
120078	八千代台南 78 号線	八千代台南三丁目 102 番 42	八千代台南三丁目 102 番 40		
130223	八千代台北 208 号線	八千代台北十丁目 366 番 58	八千代台北十丁目 366 番 45		
300573	萱田町 81 号線	萱田町字上ノ山 875 番 10	萱田町字上ノ山 875 番 9		
300574	萱田町 82 号線	萱田町字北裏 850 番 2	萱田町字北裏 865 番 36		
300575	萱田町 83 号線	萱田町字北裏 865 番 27	萱田町字北裏 865 番 22		
300576	萱田町 84 号線	萱田町字出戸 593 番 40	萱田町字出戸 594 番 3		
300577	大和田新田 491 号線	大和田新田字向山 469 番 125	大和田新田字向山 469 番 478		
400528	大和田新田 492 号線	大和田新田字貞光寺野 934 番 9	大和田新田字貞光寺野 934 番 24		
400529	大和田新田 493 号線	大和田新田字貞光寺野 934 番 10	大和田新田字貞光寺野 934 番 17		
600197	米本 53 号線	米本字鳥ノ塚 2427 番 25	米本字鳥ノ塚 2427 番 27		

700585	上高野 209 号線	上高野字大野 1335 番 21	上高野字大野 1335 番 24		
--------	---------------	---------------------	---------------------	--	--

提案理由

開発行為等により築造された道路を市道路線として認定いたしたい。

議案第 15 号

四市複合事務組合の共同処理する事務の変更及び四市複合事務組合規約
の変更に関する協議について

四市複合事務組合の共同処理する事務を変更すること及び四市複合事務組合
規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（
昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体
と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 26 日提出

八千代市長 服 部 友 則

四市複合事務組合規約の一部を改正する規約

四市複合事務組合規約（昭和 45 年千葉県指令第 2160 号）の一部を次の
ように改正する。

第 3 条中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を第 2 号と
する。

第 13 条第 2 項第 1 号中「及び第 3 号」を削り、同項第 2 号を削り、同項第
3 号中「第 3 条第 4 号」を「第 3 条第 2 号」に改め、同号を同項第 2 号とし、
同条第 3 項中「及び入所者」を削り、「火葬体数（改葬の数を除く。）」を「
火葬件数」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 組合は、この規約による改正後の規約第 3 条の規定にかかわらず、当分の
間、この規約による改正前の規約第 3 条第 1 号及び第 2 号の事務の廃止に伴
い、必要となる事務を行うことができる。

提案理由

四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園の廃止並びに斎場の管理及び運営に関する利用者割の算定方法の見直しに伴い、四市複合事務組合の共同処理する事務の変更及び四市複合事務組合規約の変更に関する協議をするに当たり、議会の議決を求めたい。

議案第 16 号

監査委員の選任について

八千代市監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和 6 年 11 月 26 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 山 根 徹

住 所 千葉県船橋市旭町

提案理由

令和 6 年 12 月 31 日をもって任期満了となることに伴い、次期監査委員を選任いたしたい。